

パワハラグレーゾーン

—裁判例・指針にみる境界事例—

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。
お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

62 頁 下から 3・2 行目（下線部分）

誤	正
…一定程度厳しく叱責する行為は、「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動 <u>と言えます</u> 。	…一定程度厳しく叱責する行為は、「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動 <u>とは言えません</u> 。

2024 年 1 月

新日本法規出版株式会社